

# 滋賀県編

県では、動物の適正飼養について啓発を推進するとともに、災害発生時における動物による人への危害を防止し、動物愛護の観点から、市町および関係団体等と連携し、逸走した動物の保護および飼養者への必要な支援等を行います。

## 1. 平常時

### (1) 飼い主への啓発

ペットの適正な飼育や災害時の備え等について飼い主への啓発を推進します。



- ・ 飼い犬登録や年1回狂犬病予防接種を実施すること
- ・ 鑑札と注射済票の装着が義務付けられていること

### (2) 市町の取り組み状況の把握

市町のペット同行避難の取り組み状況の把握に努め、必要に応じ指導助言を行います。

### (3) 関係機関との情報交換

災害時に備え、関係機関等と災害対応にかかる情報交換等を行います。

## 2. 災害発生時

災害時には、飼い主不明または負傷した動物が発生すると同時に、被災者とともに避難所に避難してくるペットが多数生じ、これらに係る問題が予想されます。

このため、逸走した動物による人への危害防止および動物愛護の観点から、市町および関係機関等と連携し、これらの動物の保護および飼養者への必要な支援等を行います。

### (1) 滋賀県動物救護本部の設置

- ア. 県生活衛生課と滋賀県動物保護管理センターで滋賀県動物救護本部を設置。
- イ. 災害時における被災動物救護活動に関する協定により、県と公益社団法人滋賀県獣医師会で被災動物救護本部<sup>\*</sup>を設置。
- ウ. 県関係部局、国、他自治体、一般財団法人ペット災害対策推進協会<sup>\*</sup>（旧：全国緊急災害時動物救援本部）等との連絡調整および支援要請。

※被災動物救護本部の活動内容

- ・被災動物救護本部の設置および運営管理  
（一財）ペット災害対策推進協会やペットフードメーカー、医薬品メーカーへの支援要請や義援金・救援物資の受付・管理などを行います。
- ・所有者不明の被災動物の応急処置  
滋賀県動物保護管理センターに収容された、飼い主不明の負傷犬猫の治療を行います。
- ・その他、「災害時における被災動物救護活動に関する協定書」第3条第3項に基づいて、必要な業務を協議します。

※（一財）ペット災害対策推進協会の活動内容

- ・被災ペット等の救護活動に資するための予防対策
- ・現地動物救護本部等が行う被災ペット等の救護に対する支援

## （2）被災地域における動物の保護

県は、飼い主不明または負傷した犬およびねこの保護および収容を行うとともに、犬による危害の発生を防止するよう努めます。

また、関係機関と連携し、収容した負傷動物の救急活動に努めます。

## （3）避難所におけるペットの適正な飼養助言

県は、避難所を設置する市町から要請があった場合は、被災者とともに避難したペットが適切に飼養されるよう、指導および助言等の協力を行うとともに、次のことを実施します。

- ア. 避難所等へペットに関する必要な物資の提供。
- イ. 必要に応じ、被災者の愛玩動物の一時保管の支援。
- ウ. 被災者へ動物救護に関する情報提供。